

入所者に対し「プロレスの関節技」「ズボンを脱がせる」など 暴行の疑い 障害者支援施設の職員3人が逮捕



南関町の障害者支援施設の職員3人が入所者にプロレス技などの暴行を加えたとして逮捕されました。

暴力行為等処罰法違反の疑いで逮捕されたのは南関町にある障害者支援施設「うすま苑」の職員、大石健二容疑者（64）と奥村竜敏疑者（31）、横尾佳亮容疑者（30）の3人です。

3人は去年8月21日、入所している10代の男性に対し、施設の中でおよそ10分間。プロレスの関節技をかけたりズボンを脱がせたりするなどの暴行を加えた疑いが持たれています。男性にけがはありませんでした。

警察によりますと3人が暴行を加えたとされるのは施設の共用部分で、他の入所者もいたということです。

暴行について内部調査をしたうすま苑は県に報告し、去年12月、県が警察に情報提供しました。警察が施設の防犯カメラを調べたところ、3人が暴行を加える様子が映っていたということです。

警察は捜査に支障があるとして3人の認否を明らかにしていません。

うすま苑はRKKの取材に対し「何も答えられない」としています。

熊本 NEWS WEB

南関町の施設で障害者にプロレス技 元職員 3人に有罪判決

05月31日 16時16分



南関町にある障害者の支援施設で、10代の入所者にプロレスの技をかけたなどとして暴力行為等処罰法違反の罪に問われた元職員3人に、熊本地方裁判所は31日までに執行猶予のついた懲役10か月の有罪判決を言い渡しました。

南関町にある障害者支援施設「うすま苑」を運営する社会福祉法人の元職員、大石健二被告（64）は去年8月、施設内で、10代の入所者の男性にプロレスの関節技をかけたり、ズボンやパンツを脱がせたりするなどしたとして、暴力行為等処罰法違反の罪に問われました。

これまでの裁判で、被告は「間違いありません」と起訴された内容を認めていました。

31日の判決で、熊本地方裁判所の鈴木和彦裁判官は「利用者を支援すべき立場にありながら、9分間にわたって関節技をかけたり、でん部を露出させたりした行為が度を超えているのは明白で、非難されるべき」と指摘し、懲役10か月、執行猶予3年を言い渡しました。

また、この事件では元職員の奥村竜敏被告（31）と横尾佳亮被告（30）の2人にも、29日、同様の判決が言い渡されています。